

平成22年3月12日（金曜日）

議 事 日 程

平成22年3月12日 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第14号についてまで

追加日程第1 議員提出議案第1号 夫婦別姓制度の導入に反対する意見書

追加日程第2 議員提出議案第2号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

追加日程第3 議員提出議案第3号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	野村信夫君
2番	明和善一郎君
3番	山崎知信君
4番	川崎和夫君
5番	竹島貴行君
6番	前原英石君
7番	嶋田富士夫君
8番	竹島ユリ子君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村 長 金森勝雄君

副 村 長	古 越 邦 男 君
教 育 長	塩 原 勝 君
総 務 課 長	高 島 宗 明 君
生活環境課長	笠 田 恵 雄 君
会 計 管 理 者	松 本 良 樹 君
代表監査委員	野 村 厚 壽 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	吉 田 昭 博
---------	---------

午前 9時00分 開議

議長（竹島ユリ子君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成22年3月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一 般 質 問

議長（竹島ユリ子君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5番 竹島貴行君。

5番（竹島貴行君） 皆さんおはようございます。5番竹島貴行です。

私の今回の質問は、大まかに4点について質問させていただきます。

まず1つは、総合計画のとらえ方についてです。2つ目は、事業計画の遂行における検証についてです。3つ目は、安全・安心について、最後に、財政について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

第1の質問であります。平成22年度予算案では、第4次総合計画策定事業に取り組むことを表明されております。これは平成23年度からのむらづくりの方向性を決め、基本構想及び基本計画、そして実施計画を策定するものであり、本年度の非常に重要な目玉事業であると私は考えております。

この総合計画の概要は、住民を主役ととらえ、その住民が主体性を持ってまちづくりに参画する協働型まちづくりを目指すものであり、当然のこととして、まちづくりには住民の意向が反映され、住民と行政の役割を明確にした総合計画にすると事前説明を受けております。

しかし、これまで何の疑問も抱かれず、貴重な税金を投入しながら自治体の骨格を形作るガイドラインとして作成されてきた総合計画の有効性や必要性について、昨今、疑問や批判の声が全国で沸き上がっているという話も聞きます。

その総合計画の実態は、骨格づくりを業者へ委託し、できあがったものに自分たち流の色づけをし、立派な計画書をつくり上げ、体裁を保ってきました。しかし、最近の時代変化が大きい中で、立派過ぎる計画に現実が追いつかず、絵にかいたもちになり下が

っているのではないかという疑問や、そこに投入された税金の投資効果が薄いのではないかという反省がわき出ているのではないかと考えます。

今度の第4次総合計画策定事業には、675万円という事業費を予算計上していますが、ぜひ無駄な税金投入であったと言われぬように期待しています。

総合計画概要で述べられている内容の4点について質問させていただきます。

第1に、住民の意向とは具体的にどのような解釈をすればよいか。意向という言葉の意味も含めて答弁いただきたいと思います。

そして意向のとらえ方は、一部住民の考えを住民全体の意向としてとらえるのか。それ以外で住民の意向を把握するため、何か手段を具体的に考えているのかをお聞きします。

第2に、その意向をどのように計画へ反映しようとしているのかということです。

第3に、住民と行政の役割を明確にするという点について、村長が思い抱いている考えをお聞かせください。

第4に、この計画策定は、具体的にいつごろに完結され、プランとして住民の皆さんにどのような形で示されようとしているのか。また、今後の計画書完成までどのような時間配分で作業を進め、プラン確立までをどのような方法で推し進めようとしているのか、具体的にわかりやすく説明をお願いします。

村長は、今議会1日目の議案の提案理由説明の中でも、この件について少し触れました。言葉とは難しいものです。一つの言葉でも、聞き手によっては解釈が異なることが多々あります。ですから、言葉を飾るのではなく、簡潔でわかりやすい言葉で趣旨が正確に伝わるよう丁寧に説明することが、村の方向を示す総合計画における協働型まちづくりを実践する上でも必要なことであり、計画情報を発信する側の責務であるとも考えます。

またそれだけに、村のリーダーである村長への期待も大きいと考えます。私はこの件につきまして、今議会以前に質問通告を行っております。村長は、提案理由説明で総合計画について触れましたが、あえて質問を重ねるのは、この後に用意されている答弁が第1日目の説明とはまた違った角度から、より一層説明するという気持ちに踏み込んだ熱意を期待するからであります。よろしく願いいたします。

次に、2つ目の質問に移ります。

さきの質問に関連するかと思いますが、現総合計画の後期計画では、「うつくしく豊か

で潤いあふれる 協働の舟橋」「いきいきと優しさあふれる安心・安全の舟橋」「のびのびと勢いあふれる自立した舟橋」というキャッチフレーズを3本の柱とし、その下に5つの基本施策を掲げ、それぞれにおいて事業を展開されてきました。それらの事業は議会が全会一致で承認し実施に移されてきたものであり、事業の結果責任は議会側も問われます。貴量な税金を投入した事業がどのように遂行され、結果を検証し、住民の皆さんに報告することは当然の責務です。

そこで幾つかの事業について質問しますが、どのような経緯を経て、どのような成果を目指したのか、また、結果はどうであったか。村長自身がどのように検証され、どのように評価されたのか。具体的にわかりやすく説明をお願いいたします。

第1に、平成20年から始まった魅力あるまちづくり推進協議会という事業は、22年度で3年間、450万円の事業投資となりますが、「総合的な地域環境を創造する」という目的に、現在までにどのような成果が打ち出せているのか、具体的にお答え願います。

第2に、安全で安心して暮らせるむらづくりに向けてという施策で、災害時井戸使用可能世帯水質検査委託料という事業は、災害時の飲用水供給可能井戸の把握を目的としていますが、平成20年から22年までの継続事業として実施されています。結果を踏まえ、今後災害マップ等に場所などを明記し、住民の皆さんに情報開示することを考えているのか。そのほかにどのような形で活用展開することを考えているのかを質問します。

また、平成21年度事業で災害時緊急用給水装置、消火栓設置工事を行いました。これは、消雪用地下水を利用し、災害時の住民の飲用水確保と消防水利の確保を目的としていることを説明されておりますが、当然飲用水としての水質検査は実施されていると考えます。今後、飲用水としての目的を兼ねるということから、毎年水質検査は行っていくのか。消防水利の確保という観点から防災訓練と連動させる考えはあるのか、質問します。

第3に、同じく安全で安心して暮らせるむらづくりに向けてという施策ですが、消雪リフレッシュ更新事業及び消雪装置新設事業の目的概要として、近年、高齢化が進む中で降雪期の雪の処理に相当な負担が強いられております。その対策として、降雪時の安全・安心な運行を確保する事業であると説明されております。

今回の該当地区は、東芦原地域のみとなっておりますが、この冬の雪は、まさしく当

村の高齢化進展における除雪問題が浮き彫りになったと考えています。今後、ほかの地域においても同様の対策を展開されるのでしょうか。それができなければ、ほかにどのような対策の展開を考えているのか質問します。

第4に、水と緑を育むむらづくりに向けてという施策から、農地・水・環境保全向上活動支援事業が平成20年から22年まで、787万円の事業費を投じることになっております。地域全体で集落環境を維持保全するという目的の環境維持保全とは、具体的にどう解釈すればよいのか。ここで言う「環境」という言葉の定義づけ、そして目的がどのように達せられ、成果がどのように出ていると評価しているのか。そして今後、この事業をどう発展させていこうと考えているのかを質問します。

また、環境について、当局として今後取り組んでいくのなら、当局がISO14000版の取得を目指し研修をされれば、当局全体のスキルアップにもつながり、環境政策を推進する上で大きな力になると考えますが、当局の研修に組み込まれてはいかがでしょうか。

次に、3つ目の質問に移ります。

安全で安心して暮らせるむらづくりに向けてという主要施策をむらづくりの基本に掲げていらっしゃる村長の安全・安心についての所見を伺います。

私は、まちづくりの根幹をなすものは、安全・安心であると考えております。安全・安心の概念は、時代に応じて尺度が変化することもあると思いますが、普遍であるのは、安全・安心の中心に住民を据えて考えるということです。ですから、まちづくりにおける施策としては、常に最優先されるものであり、住民の代表である首長は行政サイドの都合ではなく、住民の立場に立ちながら、安全・安心を事業の中心に据え、施策を遂行する責任を負うものと考えます。

竹内地内の火災に始まり、昨年暮れに隣接する立山町寺田及び浦田地区に火災が発生し、悲惨な結果に至っております。数年前の竹内地内の火災で村長は安全・安心の観点から立山町との水道広域化事業による消火栓の水圧アップを提案され、私は一議員として村長の考えに賛同いたしました。それは住民の立場に立った提案であると考えたからであります。あれから時間はどれだけ経過したのでしょうか。立山町との協議は、平成19年11月から始まり、2年以上の期間をかけた協議で結局は今日まで妥協点を見出せないまま至っております。

村長自身が安全・安心の必要性を強調しながら、形に結びつけることのできない責任

は非常に重大だと考えます。安全・安心の実現には、トップ自らのリーダーシップが問われ、トップ判断による速やかな対応が住民を守ることになると思います。村長自身、安全・安心についてどのように考え、どう対処すべきと考えているのか。ご自身の所見をお聞きします。

次に、4つ目の質問であります。

国は、2009年末に正味資産がマイナスになり、債務超過状況になったと経済誌が去る2月22日の記事で報道していました。また、経済の悪化対応による国債増発で、負債が社会保障基金を含めて1,000兆円を超える見通しとなり、先進国で最悪になると報じられていました。この状況を考えると、いずれ地方へのしわ寄せ影響が津波のように押し寄せてくるのだろうと考えます。

直近の滑川市長選挙では、現職が圧倒的に有利であると聞いておりましたが、財政危機を訴えて立候補した新人が当選しました。財政健全化法指標から見ると、当村の状況は安定しているように見えますが、当村の資産残高から負債残高を差し引いた正味資産はどうなのか、状況を質問します。

現状、我が日本では、国民一人当たりの借金は683万円と報じられ、最近の新聞報道でも、舟橋村では村民一人当たりの借金が58万5,891円と報じられておりました。先日の全員協議会では、村の健全化を示す指標の一つである実質公債費比率について、平成20年度では18.1%でありましたが、平成21年度におきましては17.2%の見込みとなり、財政は改善の方向で推移しているという報告が会計管理者よりありました。

これだけを見ると、舟橋村の財政状況は健全であると思いますが、全国的に見ると財政悪化に向かっている自治体も少なくなく、国の財政状況や今後取り組まざるを得ない地域主権という考え方による施策展開を図るためにも、積極的に財政基盤の強化を図っていくことが必要であると考えます。

新年度予算概要が示され、各種施策が予算に盛り込まれております。しかし、多種多様な事業に予算づけをされる中で、貴重な税金を投資する観点から、村にとって、住民にとって本当に必要な事業であるのか検証することも必要かと考えます。その役割を担うのが議会であると思いますが、住民との協働自治を公言される村長として、当局が提示している事業を、幅広く住民の皆さんに必要性を諮問されてみてはいかがでしょうか。

昨年話題になった事業仕分けを舟橋村でも取り入れ、村内の新旧の住民の皆さんから

幅広く事業仕分け人を募集し、事業仕分け実行委員会の設置のもと、事業の必要性を裁定していただき、必要と判断された事業のみを実施に移すということを提案しますが、いかがでしょうか。村長の所見をお聞きします。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） おはようございます。

答弁に先立ちまして、ご報告申し上げたいと思います。

皆さん既にご承知のことと存じますが、昨日、舟橋村の人口が3,000人を達成いたしました。このことは、第3次総合計画に掲げる目標人口であり、達成できたことを皆さんとともに喜びたいと思う次第であります。これを機に、さらなる安全で住みやすいむらづくりに努めてまいる所存であります。ここに改めて、議員の皆さんにご協力とご支援をお願いする次第であります。

それでは、5番竹島議員の質問にお答えいたします。

まず、総合計画への取り組みについてであります。

ご承知のとおり、総合計画とは、村の10年後の将来像を示し、魅力あるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、村の施策、事業の総合的な体系を示すものであり、村の最上位計画に位置づけられているところであります。

また、村の行政目標、指針、推進方法などを示すとともに、住民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進するための指針となるものであります。昨年12月定例会の山崎議員の一般質問でもお答えいたしましたが、これからのまちづくりは、行政だけではなく、住民とのパートナーシップが大切であり、それを協働型と定義づけております。そして、協働型まちづくり実現のためには、共通の目標を持ち、住民そして行政がお互いの役割を明確にし、お互いの責任のもと、まちづくりに取り組んでいくことが最も大切なことであり、その共通の目的こそが総合計画であると思っております。このことから、多くの住民に総合計画の重要性を知っていただくと同時に、多くの住民の意見を反映させることが大切であると答弁いたしたところであります。

その具体的な住民意見の反映方法であります。これまでの取り組みといたしましては、昨年12月7日には、第2回目のまちづくり塾を開催し、総合計画にかかる住民の勉強会を開講いたしました。さらに、今年1月に公募いたしました10名の皆さんによる、まちづくりワークショップを4回開催いたしまして、去る3月6日には、マスコミでも

報道されたとおり、総合計画策定に対する提言書をいただいております。

今後におきましても、統計法に基づく住民の総意として、利用できる数のアンケート調査を世代別そして男女別に実施いたします。そしてアンケート分析結果を踏まえ、ワーキンググループや審議会で十分検討してまいりたいと考えております。

次に、住民と行政の役割の明確化についてであります。例えば自治会のごみステーションを設置する場合、設置は行政の役割であります。設置後の維持管理等は、地域、住民の役割と言えます。いくら行政がごみステーションを設置しても、地域、住民が維持管理を行わなければ、事業として達成できたとは言えないと思っております。このようにすべての事業には、お互いの役割があり、その役割が機能して初めて協働型まちづくりが成り立つものと考えております。

次に、スケジュールについてであります。4月には、アシストの業者選定と審議会委員の委嘱を行い、5月にはアンケート調査の実施と同時に、ワーキンググループ委員を公募いたします。6月にはアンケート分析集計の取りまとめ、7月からアンケート分析に基づき、審議会やワーキンググループ等で、村のビジョンづくりを行い、来年2月の完了を目指すことにしております。

次に、第3次総合計画の検証についてであります。

まず、魅力あるまちづくり推進事業であります。この事業の目的は、住民が主役となるまちづくりの実現化であり、富山大学と包括連携を結び、各種事業を展開しているところであります。主なものといたしましては、協働型住民育成のためのまちづくり塾の開催、そしてその受け皿となります。テーマごとに企画から運営までを実践するまちづくり協議会の立ち上げであります。昨年は、ふなはしまつりまちづくり協議会を立ち上げたところであります。これまでの運営スタッフに、ふなはしまちづくり塾を通じて公募した住民を加えた8名の構成で、来場者である住民の意識調査の実施やこれまでの開催の変遷を踏まえ、今後の課題やその具体的な解決策についてワークショップの開催、まつりの目的、コンセプトをより鮮明にすることの必要性や、村民だれもが携われるような仕組み、機能の確立などの運営体制の整備、さらには次年度に向けての実施戦略など具体的に検討されたところであります。この取り組みには、その後、新たに8名の参加者を得まして総勢16名に拡大し、今年度のふなはしまつり開催で実を結んだと思っております。

ここでの成果は、1年のうちに活動の輪が拡大したこと。また、第24回のまつりは、

「舟橋村を知る日」をテーマに開催されまして、村にまつわる歴史や特徴をクイズ形式で出題する「クイズ村民SHOW」の実施、その他出店関係者を紹介する時間帯を設定するなど、「舟橋村を知る日」を具現化するため、企画の時点から住民アイデアが生かされたことであります。

さらに言えば、第23回ふなはしまつりの準備打ち合わせが4回であったのに対し、今回は実に21回を数え、準備作業の苦勞が多かった分、終了後運営スタッフは満足感、達成感がいっぱい目を見まされる方もいたと伺っております。

もちろん来場者は2,000人を超える盛況で、企画から運営まで多くの方が加わり、真に住民が中心となったまつりであったと理解しているところであります。

また、今年1月に立ち上げました第4次総合計画策定に向けた住民ワークショップからいただいた提言書には、「今後、地方分権の流れの中で、地域に果たす住民の役割は重要性を増してくる。舟橋村においては、日本一小さな自治体であることから、その重要性は他地域と比べようもないほど高い。我々は今回のような住民が主体となった作業は、施政にとって大きな意味を持つものとする。しかし一方で、そもそも行政側の意識や行動が変わっていかねばならない。また、住民主体とはいえ、実際には住民の行動が促進される手助けが必要となる。何よりも小さな自治体である以上、まずは住民を交えて話し合える機会を創出し、みんなで意識を高めていくことが重要ではないだろうか」と記載されているのであります。

舟橋村の協働型まちづくりは、始まったばかりの試行的な段階にあります。しかし、小さいながらも幾つかの成果を実感するにつれ、地域を挙げた協働の取り組みが、当たり前のものにしていけるものと確信するものであります。

今後も、協働型まちづくりを通じて、住民とともに解決策を見出していくことができる施政のあり方を形にしていきたいと思います。また、その活動の中から、舟橋村こそその魅力というものも浮かび上がってくるものと考えているのであります。

次に、災害時の水質検査及び災害時消火栓、給水システム設置等についてお答えいたします。

大規模な災害が発生した際、ライフラインの確保は大変重要な課題となります。地震等の災害の場合、水道管に被害が及ぶ可能性が高く、復旧までにかなりの時間を要することが考えられます。水の供給がとまった場合、日常生活に大きな影響が出るだけでなく、火災が発生した場合の消火作業も困難になります。火災は初期消火が非常に重要で

あり、小さな炎のうちに消しとめることができれば、被害を最小限に食いとめることができると言われていたものであります。

そこで、村では万一の場合に備え、簡易水道だけに頼るのではなく、複数の水源を確保し、住民生活に支障を来さないようにと、数地区にある消雪用井戸や自噴井戸を活用できないかと水質検査を行い、飲用にも問題ないことが判明いたしましたので、昨年7月、稲荷地内にある消雪用井戸に災害時消火栓・給水システムを設置いたしまして、緊急時に備える対策を講じたところであります。

また、災害時消火栓・給水システムを使用した防災訓練を村消防団の夏季訓練とあわせて実施し、住民の方々へ周知を図ってまいりました。今後も、井戸水を利用した消雪設備がほかにもありますので、水質検査及び災害時消火栓・給水システム工事を実施いたしまして、有効活用してまいりたいと考えております。

また、自治会からは、消火栓の位置や用水等の水利を示した図面の入手が要望されておりますので、災害時に利用できる井戸の位置をあわせて表示し、防災訓練等でも活用できるようマップの整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、消雪リフレッシュ事業についてのお尋ねにお答えいたします。

地下水は富山県の風土、自然環境を構成する重要な要素であります。このため県では、昭和51年に富山県地下水の採取に関する条例を制定いたしました。さらに平成4年には、県内の平野部全域を対象にした地下水指針を策定し、地下水保全のため、開発行為に対する事前指導や地下水利用の合理化、節水、また地下水涵養対策を総合的に実施しているところであります。

舟橋村は、この富山県地下水の採取に関する条例におきまして、村内全域が観察地域に指定されているのであります。平成22年度に事業を実施いたします東芦原地内の消雪リフレッシュ更新事業及び消雪装置新設事業は、かねてから東芦原自治会からの要望でありまして、先ほど述べました県が定めた地下水指針、村が管理している既存の消雪井戸の能力などを調査した結果、対応可能と判断されましたので、地域活力基盤創造交付金の追加配分を活用いたしまして事業化するものであります。事業化に当たりましては、新設する消雪装置のほか既設の消雪装置についても、今後の維持管理は地元自治会が行うということをご理解をいただいております。そのような経緯から実施するものであることをご理解いただきたいと思います。

消雪装置の整備計画につきましては、井戸の新設を伴う整備は原則的に行わないこと

としますが、高齢者が増加する中、安全・安心な生活道路の確保を目的に、利用されていない既存の井戸を利用する消雪装置の整備等自治会や地域の団体単位での取り組みにつきましては、当該団体を対象にした助成制度を検討してまいりたいと考えております。

次に、水と緑を育むむらづくりに向けての施策における農地・水・環境保全向上支援事業についてお答えいたします。

議員のご質問は、平成19年度から5カ年対策として始まった国の農地・水・環境保全向上対策の事業効果についてのご質問と理解しております。今ほど議員は、平成20年から22年度まで3カ年で、787万円の事業費と申されましたが、ここで正確に申し上げたいと思います。

この事業は、平成19年度から平成23年度までの5カ年事業として計画されておりまして、これまでの実績額を申し上げますと、平成19年度は、村負担分105万1,160円、事務費が9万円で計114万1,160円であります。

平成20年度は、村負担分127万1,380円、事務費が4万7,000円で計131万8,380円であります。また、今年度の見込み額は村負担分127万4,680円、事務費が4万8,000円の計132万2,680円であります。残る2カ年分も今年度と同額だとすれば、平成19年から平成23年度までの5カ年の合計は、642万7,580円になると見込まれているところであります。

さてこれまで、農地・農業用水等の資源は、集落など地域の共同活動により、保全管理されてまいりました。これらの資源は、農業だけでなく農村の豊かな自然環境や景観を形づくる上でも大きな役割を果たしていることは言うまでもないと思います。しかし近年、高齢化や混住化が進行いたしまして、これらの資源を従来どおりの地域力での確に管理していくことは大変難しくなっております。

一方、都市部では、緑に対する関心度が高まり、盛んにグリーン・ツーリズムが行われるなど農村環境に対する評価が高まり、農地・農業用水等の資源の保全とあわせて、農村環境の質的な向上や、環境重視型の農業への転換を求められているのであります。

このような背景から、国が政策として打ち出したのが、農地・水・環境保全向上対策であります。この対策は、2つの活動に対して支援されております。1つは農地や農業用水等の資源や地域環境を守り、質を高める地域共同活動の取り組みへの支援。もう1つは、環境保全に向けた先進的な営農活動への取り組みに対する支援であります。

当村では、前者の資源を守るための地域共同活動への取り組みは、現在6地区で実施

されております。各地区では、自治会、非農家も含めた全世帯、生産組合、青壮年会、母親クラブなどが参画する活動組織が形成され、地域共同の活動が行われているところでもあります。

具体的な活動内容を申し上げますと、江ざらいや草刈りなど農地や農業用水等の資源の維持保全に必要な活動、水路の目地詰めや農道路肩の修復など施設の長寿命化につながるきめ細かな保全管理活動、そして地域の公共施設周辺のごみ拾いや、景観植物の植栽、田んぼの生き物調査など、農村環境をよくする活動が実施されております。このような活動を支援する経費として、地区ごとの農振農用地面積に対して10アール当たり4,400円が組織単位に支給されているのであります。その負担内訳は、国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1であります。国、県そして市町村が、それぞれの実態に合った農林環境を守るため、お互いに協力しながら費用を負担しているわけでありませう。

本村は、この対策の検証作業として実績確認事務を行っております。現在、実施地区では、さきに申し述べたような活動が盛んに実施されております。どの地区も共通の傾向といたしまして、これまでは、予算、人員の確保などの理由で、地域課題として対応できなかった活動、例えば農道や水路の修繕や改修、耕作放棄地になりつつある農地の草刈り、水門のメンテナンスなどがこの対策をきっかけに新規に取り組みられ、定着化しているということが挙げられると思います。

また、新たな活動として、地区の高齢者の方々と児童と一緒に、田んぼの生き物調査や景観植物の植栽等の世代間交流事業等は、地域の環境に対する自発的な保全意識の高揚事例として、もっとPRしてまいりたいと考えているところでもあります。

一方、この対策では、地域の人が集まり、話し合う機会が増えて、共通の目的に向かって自分たちで解決の道を探るといった、集落機能を活性化している一面もあります。農家・非農家が参画することにより、これまでになかった新しいコミュニティづくりや、農業・農村に対する理解を深める効果や、構成員や構成団体による役割分担を通じて、お互いの理解が深まり、地域力の向上につながる効果もあると思っております。この対策は、単に施設の維持管理経費の肩がわりだけでなく、失われつつある集落内の人と人とのつながりを取り戻すことによって、今後、農家・非農家が協力し合い、地域の農村環境を守っていく地域づくりを目指した施策であると受けとめているところでもあります。

このことから、この事業の推進は本村の美しい農村環境を守っていく上で、また、

村が掲げている協働のむらづくりにも強くかかわっている大変重要な事業であると位置づけているところであります。

本村といたしましては、地域でこの対策が有効に生かされ、地域づくりの一助となるよう、できる限りの支援を行う所存であります。議員並びに地域・関係各位の皆さんの深いご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、安全・安心についてお答えいたします。

水道事業の統合についてであります。

平成19年11月より、水道水の安定的な供給を目的に立山町と協議を進めてまいりました。統合手法の検討、統合した場合における問題点、村有資産の取り扱いや債務の処理方法等について協議を重ねてまいりました。合意目前まで話が進んでいたわけですが、統合に係る経費の積算に当たって、最終的には、議会の皆さんや住民の皆さんにご理解いただける所要額での折り合いがつかず、断念せざるを得なくなったことを、先日の全員協議会でお話ししたとおりであります。

議員からは、時間がかかり過ぎているのではないかとのご指摘もいただいておりますが、これまでのご質問でもお答えしてまいりましたとおり、お互いにメリットのある内容での統合をするため、協議会を設定してまいったわけであります。相手先のある話でありまして、当方からの一方的な働きかけばかりでは、この問題は解決しないと私は考えていたわけでありますので、どうぞこの点をご理解いただきたいと思います。

水道事業の目的は、安全で安心な水の供給であり、安定的な水給水に向け、現有施設の増強策を検討しております。具体的には、東芦原水源地から直接給水するための施設改修及び古海老江水源地の貯水池の増設、さらには取水管の更新等により、万が一の場合でも対処できるような消火栓2栓の放水量を確保するように努めているところであります。また、近隣市町とも緊急時の対応といたしまして、緊急連絡管の整備や24時間監視体制での水道施設管理も検討しております。

今後のスケジュールといたしましては、早急に変更認可等の事業計画を策定いたしまして、改修工事を実施してまいりたいと考えております。議員の皆さんの格別のご理解をお願いする次第であります。

次に、財政についてお答えいたします。資産残高につきましては、新公会計基準に基づく財務4表の作成時期が、本村では、平成22年度決算からとされているのであります。現在、20年度決算における貸借対照表を総務省モデル方式で試作をしている最中

であります。概算数値で申し上げますと、60億円余りと見込んでいるところであります。

次に、基金について申し上げます。財政調整基金の4億5,000万円、その他基金といたしまして8,368万2,000余円、総額で4億9,468万2,000余円であります。

一方、村債の残高は、平成20年度末では15億1,374万5,000余円であります。これに債務保証（債務負担）及び退職手当引当金等を加えた負債残高は18億円余りであります。したがって、資産残高及び基金残高から負債残高を差し引いた正味資産は、47億円余りでないかと考えておる次第であります。

1人当たりの村債残高は、過日、新聞等でも報道されておりますとおり、平成21年度末現在で58万5,891円と県下で2番目の水準となっております。これは、平成20年度、21年度において、小学校の増改築及び大規模改修事業の実施に伴い、一時的に数値が高くなったものでございます。

なお、村債残高の中には、国の地方財政計画に基づき交付税の不足を補てんする措置といたしまして、村が発行できる臨時財政対策債も含まれているのであります。臨時財政対策債は交付税で全額補てんされるものであります。また、財政力に応じ交付税算入される義務教育事業債、臨時地方道整備事業債等も含まれております。交付税で補てんされる総額は、7億6,073万1,000円が見込まれますので、実質的な負担は7億5,301万3,000円と約半分程度に圧縮されると思っております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、今後も経済の低迷から厳しい財政状況が予測されているところであります。年度末に剰余金が生じた場合には、その剰余金を基金に積み立ててまいりたいと考えております。

また、今後は安易に起債に頼らず、発行する場合においても交付税措置のある有利な起債を活用いたしまして、実質公債費比率を21年度末見込みの17%以下を堅持し、健全な村財政運営に努めてまいり所存であります。

次に、事業の検証についてであります。

住民意見の反映は、計画策定時のみならず、事業実施後においても必要なことと認識しているところであります。さきに述べましたまちづくり協議会は、まさしくその機能を有しているものと思っております。これまでの事業の成果に対して、住民意見を求め、次の事業へ反映する仕組みを実践しているものであると思っております。単に住民と行

政が同一事業を行うのではなく、事業成果を分析し、対応策を次の事業計画に反映し、実践する組織であると思っております。

ご承知のとおり協働とは、住民と行政がお互いの責任において事業を実施することです。その仕組みが完成すれば、おのずと住民による検証システムができ上がってくるものと期待しているものであります。今後、第4次総合計画の策定段階におきましても、多くの住民がまちづくりに参加できる仕組みを十分検討してまいりたいと考えております。どうか議員各位のご理解のほどお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

議長（竹島ヨリ子君） 竹島貴行君。

5番（竹島貴行君） ただいま、私の質問に対しまして、非常に丁寧にご答弁いただきましたことにまず感謝申し上げます。その上で2点ばかり再質問をさせていただきます。

まず、安全・安心につきました水道の広域事業化の問題であります。この問題につきましたは、我々議会側にも大いに反省すべき点があるのだらうと思っております。

安全・安心とは、速やかに事業を遂行することが主目的でありまして、これが水道の広域事業だけに的を絞って年月を重ねたというのは大いに反省すべきではないか。今村長がおっしゃいました、自分の村で何かほかに対策はないかということも並行して考えることが必要であったのではないかというところからの質問でありました。そこについて再度所見をお伺いします。

それから、消雪、除雪の件についてであります。村長は答弁におきまして、地域における高齢者の対策に助成制度を考えていきたいという答弁でありました。しかし私は、助成制度だけで終わっていたのでは、協働型のまちづくりにはつなげていけないのだらうというふうに考えます。

以前、この議会で村当局の考え方は、自助 自分から助ける、共助 お互いに助け合う、それから公助があるという答弁がありました。しかし、今のまちづくりの資料を見てみますと、その3つはトライアングルの関係、常に結びついているものであります。

私は、協働型のまちづくりを進める上で、公助というのは常に自助・共助に並行してともに歩む姿が求められているのだらうと。これからの行政というのは、そういう姿勢が問われるのだらうなと思えます。

これから大きな問題になってきますこの高齢化における地域のドーナツ化現象をいか

に防ぐか。各自治区、自治会に任せるのではなく、ともに行政もそこに入り込んで、お互い人と人が助け合うという仕組みを積極的につくる必要があるのだろうというふうに思います。その点、再度村長の答弁をお願いいたします。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 竹島議員の再質問にお答えいたします。

まず第1点は、水道の広域化の件でございます。私もこの水の求め方といいますが、安定供給を受けることを一面では安易であったと反省しているところであります。と申しますと、立山町さんのことを言って失礼ですけれども、余裕があると当初計画していたよりも、舟橋村を十分支える量を持っている等いろいろなことを聞きますと、やはりおぼれる者はわらをもつかむということで、何とかという気持ちになったことも事実であります。

しかしながら、今このような事態になりますと、一日も早く村民の安心・安全のために施策を講じてまいらなければならないと思っているわけでございまして、先ほど質問にお答えしたとおり、新年度に入りましたら早急にそういった方向づけをきちんと皆さん方にお見せいたしまして、ご提案させていただきたいと思っておりますので、どうかご理解、ご協力のほどお願い申し上げたいと思っております。

次に、除雪の件でございます。特にことしは暖冬と言われておりましたが、非常に降雪がありまして、本村におきましても990万円の当初予算でありましたけれども、2月に入りましてから360万円の補正をさせていただきました。トータルでは1,350万円だと思っておりますが、そういった今までにない除雪費が要ったわけであります。

そういったことと、もう1つは、竹島議員おっしゃったとおり、舟橋村は高齢化率が16.2%という非常に低い率になっておりますけれども、実態はどうなのかということです。そういったことを加味いたしますと、高齢者にやさしい、高齢者を支えるような協働のむらづくりとなりますと、やはりお互いに力を合わせて最小限のやれるものをするということの仕組みを提出していくことが大切であると思っております。

くどいようですが、私は平成22年度の予算編成に当たって、そしてまた、23年度来年度から始まります第4次総合計画の中だと思っておりますけれども、早くそういった道しるべをつけていくのが行政としての大切な任務であろうと思っております。

先ほどおっしゃったように、私は公助よりも自助、そしてもう1つは地域で支え合う共助だと思っております。そういった仕組みをつくりまして、受け皿をつくるといった

ら失礼ですが、そういった協力体制を求め、村が支援をしていく。そしてお互いにくるくる回る、そのシステムが回転し合っていていい方向にいくというのが大きな力になると思っているわけであります。

いずれにいたしましても、よく皆さん方と相談いたしまして、速やかにそういったことに対処してまいりたいというふうに考えております。どうかご理解を賜りますことをお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 3番 山崎知信君。

3番（山崎知信君） おはようございます。2番手になります山崎知信です。

きょうは、中学生の方々が初めて傍聴されるということで、いささか緊張していますが、私の質問は1点ですので、わかりやすく質問してみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

知的障害者に対する自立支援施設について伺います。

後期計画3本の柱の中の継続事業で、5歳児健康診査で軽度発達障害の子どもを把握し、就学時前から保護者を支援し、小学校から中学校まで、中学生は23年で軽度ですが、特別養護室をつくり支援していますが、その後の自立支援もしてはどうでしょうか。

さて、立山町、上市町では、四葉園、雷鳥苑があり、立山町では、民生費の障害者福祉費の支出に、四葉園、雷鳥苑の建設に対し600万円程度を補助しております。この村にも予算がありますが、立山町では障害者医療費65歳未満では4,500万円、65歳から69歳までは370万円の補助をしています。また立山町の雷鳥苑では、19歳から52歳までの32名がのびのびと園内施設で自立し、昼の給食費無料、月額給料5,000円程度をもらい、空き缶の分別作業、民芸品づくり、畑の菜園では季節の野菜をつくり、地産地消ではないですが給食に使用し、余った野菜を農協を通じて上市のマックスバリューの地産地消コーナーでお客さんに販売し、利益を上げています。

その一部の野菜をことしから始める「湯めぐち地産地消」の販売メンバーに加入してもらい、その名前を先般の販売協力者約25名ぐらいの参加者で、縁起のよい7文字、「夕市・湯めぐち」と名づけ、販売開催日は5月23日日曜日から、日曜日ごとに夕方4時から6時までと決めさせていただきました。

また、村内の農家を問わず住民にも出店販売してもらおうと村報の4月号に登載させていただき、また、夕市を通じ、知的障害者の方の民芸品、野菜等の販売に貢献していきたいと思っています。

第3次総合計画の目標の1つであった人口3,000人にも達成し、ここに中学生の方々が傍聴されておりますが、この村に住んでよかった、小学生までの医療費の無料化、そしてこれからは知的障害者に対しても保護が厚い等、この村の未来に拓く人づくりに向け、第4次総合計画策定の中に織り込んだらどうでしょうか。村長に伺います。

以上でございます。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 3番山崎議員の知的障害者に対する支援施設についての質問にお答えいたしたいと思います。

まず初めに、5歳児健診と知的障害者に対する支援施策とはちょっと意味が違うということをお話をさせていただきたいと思います。

舟橋村では小学校入学後、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症、アスペルガー症候群等、なかなか集団で学習することができない児童が、現在、舟橋村ばかりでなく、全国的に増えてまいっております。

そこで、我が村で今年度から取り入れたわけですが、県外にそのような取り組みをしている行政体がないかということで調べておりましたら、そういった情報を得ました。発達障害の方の早期発見・早期支援をすることによって、幾らかでも普通教室で皆さんと一緒に交わって学習ができるということでございます。そういうことで今年度から県の支援をいただきまして、5歳児健診をスタートしたわけでございます。

平成21年度の今までの実績を申し上げますと、4回予定していたわけですが、現在3回実施済みでございます。対象者は46人の方がおいでになりまして、そのうち33人が受診しておいでになります。

その健診の結果、支援が必要な児童と保護者に対して、富山県発達障害支援センターというものがございまして、名称「あおぞら」という機関ですが、そこをお願いいたしまして、児童との適切な対応の仕方について学んでいただいたり、あるいは必要に応じて専門医を紹介していただいて検診を受けるということの支援を行っております。また、保護者や児童を取り巻く環境というか、なかなかスムーズにいかないということになりますと、関係者が発達障害を正しく理解し、児童の特性に応じた適切なかわり方を指導いたしまして、小学校に入学後普通学級に在籍しても問題がないというふうになるということを伺っておるわけでございます。

本村では、5歳児健診の前に、母子保健法に基づく4カ月児健診、1歳6カ月児健診、

3歳児健診を実施しておるわけでございます。知的障害がある方は、このような3歳児健診ではわからないというか、ある程度の年齢に達しないとわからないというように伺っております。そういうことで現在5歳児健診を試みたわけでございます。知的障害は知能指数の問題をとらえるわけでございませんで、先ほど言ったように、健診を受けることによって適正な指導ができるということでございます。そういうこともご理解いただきたいと思っております。

次に、障害施策の話でございますけれども、山崎議員が雷鳥苑のお話をされたわけでございますが、こういった施設の年齢的な定義を申し上げますと、高校を卒業した以降、18歳以上の方が施設に通所して、例えばパンづくりやいろいろなことをやりまして、品物を安く皆さん方に広く販売することによって資金が入るわけです。これは自立支援にもなるわけですが、そういった施設があるわけです。それが今まさしくおっしゃった立山町にあります雷鳥苑、上市町にありますさつき苑、滑川市にありますつつじ苑で、こういった施設のことを授産施設と言っております。授産施設は、障害を持った方がそこへ行きますといろいろ指導していただけるわけです。そういう施設でありまして、本村からは聞くところによれば、上市のさつき苑へ3人の方が通所しておられると伺っております。

経営母体は社会福祉法人新川会がありまして、滑川市、上市町、立山町、舟橋村の1市2町1村の知的障害者（児）を持つ方々が、福祉法人「中新川手をつなぐ親の会」をつくりまして、施設づくりをされているわけです。そして障害を持った方々の授産施設ですから指導したり、皆さん方の社会復帰のお手伝いをするということでもあります。

舟橋村にもそういった施設があるにこしたことはないんですけども、要望、ニーズ、いろいろなことがあるものですから、今後の第4次総合計画にそういった必要性を皆さんから求められれば当然そういった計画をつくり、実践していかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、これからは少子高齢化の時代でありますから、福祉の充実は当然求められる時代であります。そういったところに視点を置きながら、これからのむらづくりも含めまして、第4次総合計画の中に盛り込んでまいりたいと考えておるわけでございます。どうか山崎議員におかれましては、適切なご意見等賜れば幸いですと思っております。

今後とも、よろしくご意見申し上げます、私の答弁にかえさせていただきます。

3番（山崎知信君） 総合計画の中でよろしく申し上げます。再質問はございません。

議長（竹島ユリ子君） 7番 嶋田富士夫君。

7番（嶋田富士夫君） きょうは、私、ちょっと風邪ぎみなので途中で水を飲ませてもらうかもしれません。よろしく申し上げます。

きょうは中学生の皆さん、ご苦労さまでございます。皆さんがきょう体験しておられるのは、地方議会の一般質問であります。もっと議員の多いところだと、代表質問というものもありますが、きょうの場合は各議員がこういうことを聞きたいということで質問し、その点を村長や担当課長が答弁しているわけであります。

それでは、質問に移らせていただきます。

まず、入札についての質問をしたいと思います。

私は舟橋会館によく行くのですが、ことしは役場を改修している関係で、入札は舟橋会館で行われています。ですが、そこに書いてあるのは、何時から入札がありますということで、ちょっと大ざっぱだなと思うようなことが書いてあるものですから、私も滑川市や立山町など、ほかはどうしているのかなと思って回ってきましたら、全部掲示板にきちんと張ってあるところから、各課に箱の中に入札実施要項や入札調書、随契においても1つの事業につき7、8件の入札が出ています。

舟橋の掲示板はどうかと思って見ているのですが、副村長はよく職員研修をしていると言われますが、橋梁を見ましても、3枚ほど何でとめてあるのかわかりませんが、真ん中でとめてあるものですから、折れてちょっと見にくいんですよ。ああいうことは舟橋村は村民に対して、公開して皆さんに伝えていく意思があるのかどうかということ、私はちょっと疑問に思っています。

本文に入らせていただきます。

高知県前橋本知事は、不透明な資金の流れをなくすため、入札制度の改革と情報公開を徹底することによって、公共事業の発注の透明化を図った。その結果、あからさまな天の声で落札者が決まることは通常起こり得なくなっているが、それでも業界側は談合で決まった落札予定者を確実に入札に参加させるため、また談合の輪に入らない業者を入札から除外するため、過去の実績や特殊な技術力などで入札の条件を絞り込むように行政に働きかけると述べています。

全国市民オンブズマン会議の幹事が入札の落札率の上限は85%でとめるべきで、それ以上だと談合組織の復活や、コストダウンの努力をしなくなるおそれがあると言って

います。

宮城県は談合の発覚事件で、後任の知事が主導した改革で談合がやりにくい一般競争入札の適用を増やすなどの処置で、率は発覚前は90%あったそうですが、79%まで急落し、業者からはこれでは経営が成り立たないと見直しを求める声が出ているそうです。

昨年12月、滑川市は不祥事件発覚後実施した年間の指名・一般競争入札の平均落札率は83%で、その内訳は工事関係が911件で84.48%、業務委託が59件で75.87%、物品購入が27件で90.30%であったと新聞で公開しています。舟橋村においても、国、県への報告が義務づけされているはずで、滑川市のように公開されることを要望いたします。

総務、国土交通、財務の3省は、公共事業の入札実態調査結果を2月17日に発表しています。政令指定都市を除く177市町村のうち、談合防止に効果があったとされる一般競争入札をしていたのは、65%にとどまっていると言います。

公共事業の入札は、地方自治法で一般入札が原則とされているが、県などが100%に比べて入札改革の遅れが明らかとなっている。ただ、小規模自治体は、一般競争入札の担当職員の確保が難しく、国は結果を分析し、支援策などを検討していると言われます。

入札物件によっての相違もありますが、予算執行者が随意契約等に付するとき、予算執行者側の入札を受理する職員担当者はそれ相当の知識や認識を持つことが必須と考えられます。周りの自治体の職員と比べた場合、精通度や仕事に対する姿勢に遜色はないのか。村長はどのようにお考えでしょうか。

また、職員の資質の向上には際限がありません。それに対してトップはどのような指示や対応をされているのか教えてください。

小さな自治体だから詳しくわかる担当職員もいないだろう。適当に見積りなどをしようという不逞のやからになめられるようなことがあっては、村民の不利益ははかり知れないものがあります。

予算公開の原則があり、地方自治法は予算の要領を住民に公開する原則法が219の2と規定します。長は、条例の定めるところにより毎年2回以上、歳入歳出予算の執行状況並びに財産地方債及び一時借入金の現在高、その他財政に関する事項を住民に公表しなければならないと義務づけています。その一つの方法として、村報に公開しており

まず入札もそのように公開できないものでしょうか。周りの自治体と比較すると、扱う数も少なく、3万円以上の入札の経過、結果、内容などを克明に毎月の村報に公開すればいかがかと考えます。さすれば村民の皆さんは、舟橋の役場は真摯に自分たちのことを考えて仕事をしていてくれると実感もでき、行政に対する信頼度も増すのではないかと思います。村長の考えをお尋ねします。

次は、子宮頸がんのワクチン投与に村費助成ができないかということでお尋ねします。

このワクチンの投与で、副作用等の発症例があれば別ですが、今後は国、自治体、保護者の一体化が求められるようになるのではないかと私は思っています。

平成22年度舟橋村予算編成概要の1つに、女性特有のがん検診推進事業として、無料クーポン券などを交付し、がん検診率の向上を図るため、村費67%、国、県33%、合計75万円が計上されています。しかし、3月11日、きのうですが、全国平均利用率は12.5%で、また自治体格差が40%あると発表しております。さらなる啓発が望まれると言っています。舟橋村は何%になっているのかご存じでしょうか。

そのうちの子宮頸がんについて、もっと踏み込んだ助成ができないものか、以下の理由によって村長の考えをお尋ねします。

このがんはウイルスによって感染するがんであり、発症に深くかかわっているヒトパピローマウイルスの感染を防ぐワクチンが、最近日本でも承認されました。外国では既に約30カ国でワクチン投与の無料化が進んでいると言われています。11歳以上の若い女性に1回約1万2,000円ほどのワクチン投与を、半年に最低3回することで90%ほどの効果があるとされています。また、現在の医学でがんを予防できるワクチンはこれしかなく、効果が期待できるのではないのでしょうか。

1月の国会で公明党の松あきら氏がだれもがこのがんの予防接種を受けられるよう公費助成の英断をとる質問に、積極的に検討し、できる限り早期に実現できるようにするとの政府答弁がありました。望まなくても性犯罪に巻き込まれ、このがんに感染し被害者になる可能性もあります。将来の少子化対策や自治体医療費の軽減を図る意味においても、対象者を高校生までにするのか。舟橋中学の50名ほどの女子生徒にするか希望者を募り、1回分の接種費だけでも村費負担をし、少しでも安全で健康な村民生活ができるような施策を早期に実現すれば、小さな舟橋村から国へのメッセージとなって国費助成が早期に実現できるアクションにもなるのではないかと考えますが、村長の考えをお伺いいたします。

今中学生の方が来ておられますが、その方が生まれたころに阪神大震災でスイスから来た救助犬を動物検疫するために3日間ぐらい空港に差しどめましたが、その間に人間の何人かの命が救われた可能性があったはずです。

また、現場に全国から続々と救援物資が届く。中には生鮮食料品も混ざっていたが、勝手にあけては法律に引っかかって、何かあれば自分の責任になってしまう。現場の役人たちは腐るのがわかっていても手をつけなかった。そのとき視察にやってきた大臣が、「おれが責任を取るからあける」と命令を出して、救援物資が各地の避難所に均等に行き渡るようになった。日本がこれほどまでの事なかれ主義の無気力になってしまったのは、バブル崩壊の1989年までにあまりにもよい時代が続き、民間までもこの事なかれ主義にどっぷりつかった結果が一番の要因だと言う人もいます。

この例は何事にも共通する面があると思います。例えば舟橋村に何かの災害が発生しても、マニフェストがいかに立派なものできていても活用するのは人間です。トップの判断の正確さや強い指導力が求められると思います。よろしく願いいたします。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 7番嶋田議員のご質問にお答えいたします。

まず、入札情報公開についてであります。

ご指摘のとおり入札の執行に際しましては、公平かつ適正に執行することが最も大切なことでもあります。ご存じのとおり、舟橋村では、従来指名競争入札制度を採用しておりましたが、透明性、客観性、競争性の観点から、平成20年度より、5,000万円以上につきましては、条件付一般競争入札制度を導入しているところであります。また、同時に低価格入札による手抜き工事の防止や品質等に配慮いたしまして、低入札価格調査制度もあわせて導入しているところであります。

今後におきましても、さらなる公共工事の品質確保に向け、総合評価方式につきましても、本村の状況、他の自治体の動向等を踏まえながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

先ほどご指摘ありました入札結果の公開につきましては、透明性の観点からも大切であると思っております。広報誌やホームページで入札結果を公開することによりまして、いつ、どこで、どのような工事が行われるか、ご理解いただけるものと思っております。新年度当初からすぐに対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくご願ひ申し上げたいと思ひます。

次に、子宮頸がんのワクチン助成のことについてお尋ねがありましたのでお答えいたします。

舟橋村では、がん検診は春と秋の集団検診と病院で受診する施設検診を実施しております。対象者全員に受診券を送付してやっているわけでございます。また、受診率向上対策といたしましては、節目検診も実施し、該当される方は無料でがん検診が受けられる制度をとっているところであります。さらに、平成21年10月には、女性特有のがん検診推進事業にも取り組んでおりまして、特定の年齢の方に無料クーポン券を交付いたしまして、子宮がん、乳がん検診の無料化を図っておりまして、平成22年度予算にもそれを織り込んでいるところでありますので、今後とも継続して実施してまいりたいと考えてございます。

子宮頸がんにつきましては、子宮の入り口にできるがんでありまして、以前は40歳から50歳代以降に多い病気であったと報知されていたわけでございますが、最近では20歳から30歳代の発症が増加しているところであります。子宮頸がんはヒトパピローマウイルス（HPV）の感染が原因であるということが判明いたしました。近年、子宮頸がんの原因となるHPVに対するワクチンが開発されまして、日本では昨年10月1日に承認されまして、12月22日より一般の医療機関で接種が可能となりました。

しかし、子宮頸がんワクチンの接種に当たりましては、現在のところ予防接種法に基づかない任意接種でありますので、健康被害発生時の補償の問題が絡んでまいります。また、接種対象年齢に該当する中学生等及び保護者に対する意識の啓発や教育委員会との連携が必要であること、医師会との調整あるいはまた効果や副作用等への対応など、詳細な情報を入手した上での検討が必要だということを聞いておりますし、他のワクチン接種とのバランスもあります。

今後、国や県の検討状況等を注視していくことが私は最も大切なことだと思っております。今すぐに助成をできる体制ではないというふうに理解しているところでございますが、いずれにいたしましても、国の施策として、こういったがんに取り組むなど向こうから指示があれば、当然我が村も取り組んでまいらねばならないということになりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

そういうことでありますので、私の答弁とすればこの程度だということでご理解をいただきまして、嶋田議員の質問に対する答弁にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） ここで暫時休憩といたします。

休憩は１０時４０分までといたします。

午前１０時２８分 休憩

午前１０時４０分 再開

議長（竹島ユリ子君） ただいまの出席議員数は８人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

４番 川崎和夫君。

４番（川崎和夫君） おはようございます。

今、国、地方は厳しい財政状況の中にあります。その中で、自治体をつかさどる役場職員の意識改革について質問させていただきます。

地方分権改革の推進で、地方自治体が新しい時代に直面している状況に適切に対応するためには、地方自治体の職員一人一人が、その地域全体の奉仕者であることを改めて自覚し、意欲を持って職務に取り組み、住民に身近な行政サービスの担い手としての心構えや効率的な行政運営を行うための経営感覚を身につけることがより一層求められてきています。このため、時代の変化に対応する人材育成が緊急かつ積極的に推進していくことが重要になっていると考えます。

住民に対し質の高い行政サービスを効率的、安定的に供給していくためには、職員の能力を最大限に発揮し、モチベーションをどのように維持していくかが難しい課題であると思います。舟橋村が将来にわたって自立的、持続的な発展を遂げていくために村としてどのような人材育成の基本方針を持って取り組んでこられたのか。その中で職員の業務意欲、能力向上のための人事評価制度はどのようなになっているのかお伺いします。

人材育成は、職員自身の主体的な取り組みと管理・監督者による支援とが相まって実を結ぶと考えています。毎週月曜日に庁議があると聞いておりますが、その内容について職員にどのように伝達されているのかお聞きします。これは庁議によって話された内容が、職員と問題の共有を一にして取り組む重要なことであると考えております。

最後に、行政改革についてお聞きします。

２月２日、舟橋村に行政視察に来られました長野県下條村では、昭和５６年に５９人

の職員がおられました。現在は37人になったと聞いております。職員が減ったが、そのために行政サービスの質も量も落ちることはないとのこと。それを可能にしたのは職員の意識改革であろうと考えております。

今、国、地方の財政は厳しい状況下であり、いかにして行政コストを軽減するかが重要な課題となっております。行政の組織運営に精通しているのは職員であります。いかにして職員の持っている能力を引き出し、レベルアップするかはリーダーの手腕であります。仕事上の無駄、むら、無理を排除するため、日常業務を通じての、また職員の意識を改革するために提案を制度化してはどうか。また、おかげ八目ではありませんが、外部から見ることによってまた見えてくるものがあると思います。住民からの行政改革の提案を呼びかけてはいかがでしょうか。

以上、副村長にお伺いいたします。

議長（竹島ユリ子君） 副村長 古越邦男君。

副村長（古越邦男君） 川崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

地方分権から地域主権へと時代の潮流に的確に対応できる職員を育成することは、これからの舟橋村政を推進する上で大変重要な施策であると議員ご指摘されておりますが、そのとおりと思っております。

舟橋村にはどのような人材育成基本方針があるのかとのご質問でございますが、平成18年に舟橋村人材育成方針を制定しております。その中で、時代の変化に即応し、将来にわたって自律的、持続的な発展を遂げていくためには、自助・互助・公助の精神のもと、新たな視点に立って住民が望んでいる公共サービス実現のため職員一人一人の意識改革や資質の向上を図ることが必要とし、求めている具体的な職員像といたしましては、公務員としての使命と責任を自覚し、村民に信頼される職員。幅広い視野を持てるよう自己啓発を図り、やさしく親切的な職員。多様化する住民ニーズに的確に対応できる職員としております。

この方針実現のため、自主研修、職場研修、職場外研修と必要に応じた研修を実施してまいっております。一例を挙げさせていただきますと、ことしも富山大学のご協力を得て2月から3月にかけての土曜日、3回にわたりまして、協働のまちづくりの推進に向け、職員の意識啓発とともに施策立案研修といたしまして、住民組織のかなめでございます各地区の自治会長さんと意見交流会を通じての施策立案システム確立を目指した、レベル的にはかなり高い設定での研修を実施しております。

若手職員はリアルタイムな問題提起を受けまして、各コミュニティにおける課題の把握、分析、その解決策はどこにあるのか、ご指導いただきました伊藤教授のアドバイスも受け、多方面から検討を加えました。

どうしたら自治会長さん方に納得していただける内容となるか、グループごとに相当意見を闘わせておりました。その結果を最終日の3月6日に研修成果といたしまして発表し、再度自治会長さん方と意見交換の場を持っております。「若者の視点でのおもしろい発想だ」「自治会の変化につながる」と評価をいただく一方、「まだ行政的立場に立った考えが強い」「もっともっと自治会サイドに立った提案がほしかった」との指摘もございましたが、地区の代表者と第一線の行政実務者が課題を解決するためには、情報を共有し、ともに考えることが極めて大切と理解できたこと。課題解決に向けた対応策を提案する施策立案能力の向上が認められたことなど、協働のむらづくりに向けた職員研修として一定の成果を得ることができたと思っております。

次に、人事評価制度のご質問でございますが、評価制度に求められるのは「公正」「公平」「納得」の3点をもとに適正な評価が行われるよう、各個人別の達成目標や自己評価をそれぞれ行った上で、個人面談等を実施しております。まだ試行の段階であります、導入に向け今後とも評価の精度を高めるよう改善を図ってまいりたいと思っております。

次に、庁議内容の伝達方法についてのご質問でございますが、庁議は通常月曜日、朝一番にて幹部職員が集合いたしまして予定の確認、その時々々の行政課題について担当課から具体的な説明をし、情報の共有化を図っております。

必要に応じて村長から指示がございまして、それらの内容につきましては、各課長からその日のうちに各職員に伝える仕組みを採用しております。小さな組織であり伝達手段として有効な方法と考えております。

最後の行政改革のご質問にお答えいたします。

三位一体改革における地方交付税、補助金の大幅な減額等により、厳しさを増した財政状況のもとで、住民が求める質の高いサービスの提供を図るためには、行政の一層簡素で効率的な体制の整備が重要でございます。

平成18年に定めました集中改革プランに基づく定員管理計画では、21年度末の職員数を、計画初年度の平成17年度の32名から2名減の30名、率にしまして6.2%の減としておりましたが、この3月末で自己都合退職者もございまして、職員数は27名、率にして15.6%減となる見込みでございます。目標数を3名上回りまして、国

が示している5.6%削減目標をクリアしております。経費削減額も当初見込みをかなり上回るのではないかと考えております。

住民から信頼される職員とは、住民と一緒に汗をかき知恵を出せる職員を言うのだと思います。日ごろからアンテナを高く張り、村民の幸せのため情熱を持って仕事に取り組む職員の育成は、協働のむらづくりのためにも大変重要でございます。これからも議員ご提案の住民からのご意見も取り入れた研修、あるいは住民も交えた研修を実施できないか。富山大学の先生方とこれまでの研修内容や方法等を検証いたしまして、職員のスキルアップにつなげていきたいと考えております。

今後ともご指導賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（竹島ヨリ子君） 川崎和夫君。

4番（川崎和夫君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

これは再質問ではなくて意見なんです。役場に調べてもらったところ、平成19年度の残業の件についてです。これは意見として申し添えたいと思います。

平成19年の平日の残業が平均で20.67時間、休日の残業が26.67時間、平成20年度が平日が48.92時間、休日が47.42時間、これは月これだけの残業が行われている実例です。率にして約204%、倍になっているわけです。平成21年度はわかりませんが、これはあくまでも報告された数字であります。21年度はこれを上回る数字ではないかと。またこの中には、報告されていない、いわゆるサービス残業というものがありますが、この基本的な問題は、残業があるから悪いとか何かではなくして、なぜ残業がされて増えていっているのかということです。いわゆる今の問題で質問しました業務効率、人が単に減ったからいいのではなくして、何をしたら人が減って、これだけの効率が上がったかといった考え方も必要ではなからうかという配慮もひとつお願いして、質問を終わらせたいと思います。

以上です。

議長（竹島ヨリ子君） 副村長 古越邦男君。

副村長（古越邦男君） 川崎議員の再質問でございます。

残業時間の時間数を上げられましてのご質問でございます。職員を減らしたからではなく、職員を減らすためにはどうしたら効率的な行政運営ができるのかということのご質問かと思っております。

今おっしゃいましたとおり、現在職員の残業につきましては大変多くなっているとい

う現実を把握していることは事実でございます。

業務内容の平準化あるいは職員の異動等によりまして、この問題の解決、あるいは先ほど申し上げました3月末では27名でございますが、4月1日で1名採用いたしますので28名となるというような現実の中で、職員の残業等も極力減らすように、そしてご指摘ございましたとおり、住民のサービスの低下を招かないということを根本にいたしまして、今後とも業務に携わっていきたいと思っております。

貴重なご意見、大変ありがとうございました。答弁にかえさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 2番 明和善一郎君。

2番（明和善一郎君） おはようございます。質問に入る前に、1点だけ追加をお願いしたいと思います。実は、2つ目の質問のところに、「保育所の入所基準及び広域保育・児童減少時期」とありますが、この中間に「広域入所」という言葉を追加して「保育所の入所基準及び広域保育・広域入所児童減少時期」とさせていただければと思います。

それでは質問に入らせていただきます。

通告しています3点についてお伺いいたします。

1点目は、ひとり暮らし老人宅、要支援宅のテレビ更新時の支援についてお聞きいたします。

テレビのデジタル化に伴い、各家庭ではテレビ本体の更新やチューナーの更新を行わなければ受信が不可能となることは、皆さんご承知のことと思いますが、ひとり暮らし老人宅や要支援宅でのテレビ更新に対し、本人の希望などを聞き取り調査し、テレビの大きさや機能など一定の基準を設け、支援体制を整備されるお考えの有無について村長のお気持ちをお聞きします。

なお、近隣の町では、民生委員や地区相談員の方々が個別訪問により、広く住民の希望をお聞きしているとの情報を得ていますので、補足しておきます。

次に、2点目の保育所の入所基準及び広域保育・広域入所児童の減少時期に対する対応などについてお伺いいたします。

先日、今年度新しく舟橋小学校に入学する児童についてお尋ねしたところ、新入学児は42名だとお聞きしました。ことしの舟橋村保育所の卒園児数は21名と聞いておりますが、これは新入学児童数の半数であり、残りの児童については、他市町の保育園、幼稚園等へ通園していたこととなりますが、入所希望児の状況については、入所基準が厳しく入所できなかったのか。また、家族の都合によりほかの市町の保育園、幼稚園を

選択されたのか。なぜ舟橋村保育所へ入所できなかったのか、その内容についてお尋ねします。

また、広域入所に対する考え方、広域入所に要する費用についても、過去3カ年の推移はどうなっていますか。外部へ出す費用で保育士の雇用を図り、舟橋村保育所の最高水準の受け入れとして住民サービスを図っていくべきと考えますが、いかがですか。今後予想される児童数の減少時期及び減少規模予想についてお尋ねするとともに、対応策のお考えをお聞きます。

児童同士のいじめや登校拒否など最近の風評を考へても、保育所から小学校へと仲よく進んで一緒に勉強や運動をしてもらいたいと思っていますことをつけ加え、2点目の質問とします。

次に3点目ですが、国の農業政策の変換により交付金単価の減少に対する村独自の支援策についてお伺いいたします。

国では政権交代が進み、農業政策は産地づくり交付金事業や水田経営所得安定対策等を中心に、農家への支援対策が講じられてきましたが、一部を除き、新年度からは、米戸別所得補償モデル事業や水田利活用自給力向上事業にかわり、農家を取り巻く環境は激変し、特に自給率向上のための戦略作物として、国からの直接支払いにより全国一律の交付金が支払われます。このため、前年度までの交付金と大きな差が生まれるため、激変緩和措置がとられることになりましたが、それでも大麦では10アール当たり3,000円、地域振興作物のネギでは2万円の減少となります。このようなことから、産地づくりや集落営農組織の今後の進み方が不透明となり、再生産への意欲の減少や組織の活力維持にも支障を来しているのが現状であります。地域、農家の活性化のためにも、村単独の支援体制について考慮できないものかお聞きするものでございます。

以上、3点についてお伺いいたします。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 2番明和議員のご質問にお答えいたします。

初めに、生活弱者への地上デジタル化支援対策についてであります。

ご案内のとおり、地上デジタル放送とは、従来のアナログ方式に比べ、高品質な映像と音声を受信することができる新たな放送でありまして、2011年7月24日にアナログ方式から完全にデジタル化に移行するわけでございます。このサービスへの完全移行に向けて、総務省ではテレビなどを通じましてPRを進めているところであります。

また生活弱者対策といたしまして、生活保護などの公的扶助を受けている世帯には、地上デジタル放送を視聴するために新たに必要なチューナーの無償給付を行っておりますが、本村には該当世帯がありません。今後、県や周辺自治体の動向を踏まえ、本村としての対応をしてみたいと思っております。

余談になりますが、先日舟橋会館におきまして、民生児童委員さんの主催でひとり暮らし高齢者と民生児童委員のつどいが行われまして、私はそこへ行ったわけですが、そのときに私も皆さん方のご意見を率直に聞けるだろうと思ってお訪ねしたわけでございます。そうしたら、その答えが「私は別に……」ということもございましたが、中には、「この際テレビをやめて、現在もラジオを聞いている。テレビ番組を見ていると、どうしても画像を見ないと移動できないが、ラジオ番組だったらラジオを持って移動できるので、この際やめたい」という理由をおっしゃった方もおいでになりました。ですから私は近隣の町の個別の方を訪問して、どうかということをお尋ねになっているのはまさしくそのとおりだと思っております。一律には私はどうかと思っておりますが、そういった実態把握に努めるべきだと思っておりますので、十分今後とも研究してみたいということをお願いする次第であります。

次に、保育所の入所基準及び広域入所・児童減少時期に対する対応策についてお答えいたしたいと思っております。

保育所の入所基準は、両親がともに働いている等、同居の家族が家庭で児童を保育できない場合と定められているわけであります。ご質問は、新年度小学校入学児童の半数が村外の幼稚園等に通園していて、なぜ村の保育所に入所できなかったのかということであります。一口で申し上げますと、私が今ほど言いましたように、入所基準に達しないため入所申し込みをされなかったものであると理解しているところであります。

村外保育施設へ通園している児童の保護者の多くは専業主婦の方であります。また、数名の方は保護者の勤務の都合上や、休日保育を実施している保育園や幼稚園を希望されたためと伺っております。

平成22年度の小学校入学予定者は42名であります。このうち舟橋村保育所からは20人、広域保育入所者は3名、したがって19名が幼稚園児と考えられます。

広域入所基準は、保護者の勤務地や通勤途中にある場合、祖父母の居住地で、祖父母の送迎等援助が必要なとき、あるいは自宅が市町村の境界近くにある場合、その他村長が認めた場合というふうに定められております。いずれにしましても、広域入所手続が

必要であると理解していただきたいと思います。平成22年から26年の5カ年間の後期計画ということでございますが、本年度策定中の舟橋村次世代育成支援行動計画の調査によりますと、舟橋村保育所の入所児は平成16年度の136名が最多でありまして、以降133名、126名と減少してまいります。平成21年度は110名、22年度は118名でスタートいたしているわけでございます。

また、平成21年4月1日の住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法に基づいて人口を推計いたしますと、未就学児の人口は平成22年241名、23年234名、24年241名、25年232名と右肩下がりになるような状況でございます。しかしながら26年に242名と増加するという予測結果が出ております。現政府から打ち出されております幼稚園と保育所の改革では、一元化か一体化かはっきりしませんが、一元化ということで申し上げますと、幼稚園と保育所の二元制度を一つにまとめることで厚生労働省と文部科学省との綱引きが予想され、なかなか一元化することは困難だろうと予測しているわけでございます。

それでは、過去3年間の広域入所に係る費用額を申し上げたいと思います。

初めに委託分から申し上げます。今年度21年は17人で1,100万円、20年度は13人で840万円、19年度は10人で710万円であります。

次に受託分であります。21年は3人で200万円、20年は4人で230万円、19年は3人で200万円となっております。

本村では保育職員の体制を整えるため、例年12月に保護者へ入所申込用紙を配布いたしまして、1月から受付を行い、その後、入所判定会議で入所を決定してあるわけでございます。舟橋村保育所は定員120名でありますけれども、申込者が定員の120名を超える場合でも、規則の許す範囲内として定員を超える15%、20人増にも対応しております。また、途中入所につきましてもおおむね定員の25%、30人増まで受け入れをしております。そのことから、途中入所の0歳児及び1歳児については職員配置の都合もありまして、広域をお願いする場合は今まであったわけでございます。また、一時保育や延長保育を行っていることもありまして、これらの職員の配置も今後とも必要だと思っております。

いずれにいたしましても、村内には若い世帯が多いわけでございます。子どもを産み育てやすい環境整備が求められているわけでございまして、このような実態を把握いたしまして、可能な限り希望に沿うような保育体制に努めてまいりたいと考えております。

ただ、保護者の方には教育と保育については多様なお考えを持っておいでになるということもありますので、今後ともそのような意向も見極めながら、適切に広域体制に臨んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、戸別所得補償モデル対策について産地づくりを目指してきた農家の収入が減少するため、村単独の支援を行えないかという質問についてお答え申し上げます。

ご案内のとおり、この対策は主食用米への助成である米戸別所得補償モデル事業と、主食用以外の作物への助成である水田利活用自給力向上事業の2つに分けられている事業であります。

議員のご指摘は、後者の主食用以外の作物への助成、水田利活用自給率向上事業において、国が定めた全国一律の交付単価に激変緩和措置を講じても、前年までの産地確立交付金と比較して助成金が減少することから、村単独の支援はできないかというご質問でございます。

昨年までは産地確立交付金が、アルプス地域水田農業推進協議会を事業主体といたしまして、販売実績に合った麦、大豆や野菜に対して交付されておったのが事実であります。助成単価は、例えば麦、大豆の場合、積算根拠は省略させていただきますが、最高で10アール当たり5万8,000円の助成、また野菜におきましては最大7万円の助成がされておったわけでありまして。

これが新制度では、麦、大豆は、作付10アール当たり一律3万5,000円になり、その他野菜も一律1万円になると、当初発表されておりました。団地化されていない小規模な農家にとってはプラスになるかもしれませんが、地域の農業を担う大規模な農家や組織は、団地化して転作しているため、大きな打撃を受けるというふうに思っております。県内でも砺波市のチューリップや氷見市のハトムギの事例がよく報道されているところであります。全国の産地確立交付金で高額の助成を受けている同様の産地等からの突然の制度変更により地域の生産体制、特産振興が維持できなくなるといった現場の声が多数上がりまして、国が講じた措置が、先ほど明和議員がおっしゃった激変緩和措置であります。

激変緩和措置は、単に一律的な加算措置を講じて、すべての農業者に万遍なく支援を行うものではなく、真に激変緩和が必要な者に対して効果的な措置が講じられるようにすることが大前提となっております。その方法といたしましては、まず県において、その他野菜等の作物への助成額の活用や、飼料作物の単価を減じて麦、大豆の単価を上乗

せすることなどによりまして減少額を緩和させることになっております。それでも対策が不十分な場合は、アルプス水田農業推進協議会のような地域協議会などにおきまして、県から配分された激変緩和調整枠の額の範囲内で加算できるというふうにもされているわけございまして、現在、県レベルの調整は終了いたしまして、アルプス水田農業推進協議会において設計された激変緩和調整枠を活用した加算内容につきまして、県と国との協議が行われているというふうに伺っております。

同協議会では、制度変更により、経営に大きな影響を受ける転作組合、集落営農、農業者等を特定いたしまして、これらの者が受ける影響の内容を分析いたしまして、最も効果的に支援を行う手法を検討するなど、転作率の高い経営体が米戸別所得補償モデル事業の交付金と合わせまして、21年産と比較いたしまして、助成総額が減少しないよう、対象作物、加算額の設計が行われたというふうに聞いております。

この後、国との協議が終了し、4月上旬開催予定の総会で助成単価が確定される予定であります。明和議員同様に、私も新しい助成体系がどのようになるか非常に関心を持っているところであります。同協議会によりますと、おおむね前年度並みの単価設計になるように設計したと聞いております。しかし、完全に前年同額になるというものではありませんので、多少なりとも減額になる場合も出てくると思います。しかしながら、このモデル対策は、米においては全国一律の単価にすることによって、規模拡大やコスト削減の努力をした農家や、販売価格を高める努力を行った地域ほど所得が増える仕組みとなっております。

また、担い手にとりましては、収入額の見通しが立つようになることで、経営規模の拡大に取り組みめる環境ができますし、村の農家の大半を占める兼業農家の中からも意欲を持った新たな担い手の出現、新たな営農組織の設立も期待できると思っております。そして、23年度からの本格実施に円滑に乗っていくためにも、22年度における農家の努力は不可欠であると考えております。それが本村の農業の伸展にもつながるものと思っております。助成金が前年に満たないからといって単純に支援することは、まさにばらまきの類に当たると思いますし、逆に地域農業の弱体化をもたらすものとも考えております。したがって、国の動向や22年度の農家所得等を見極めた上で対応してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

長々と申し上げましたが、私たちも一生懸命になって努力されている農家の皆さん、あるいはまた営農組合の皆さん方に力強く支援をしてまいりたいと思っていることをご

理解いただきたいと思います。

さて、議員が組合長を務められる海老江集落営農組合では、効率的な経営をされていることは聞いておりますし、私もせんだって営農組合の総会にも出席いたしまして、その経営内容を聞かせていただいたわけでございます。しかし、こういった新しい対策が与える影響は大変大きいと、組合長さんも憂えておられたことはそのとおりでありまして、そのとおりだと私も思っております。

今後、海老江集落営農組合の皆さんが、この対策を機にいち早く法人化されまして、本村の農業の牽引役として、さらなる経営の安定化、規模の拡大、そして以前より提案しております他の集落営農組織と合併されまして、大きくなっていかれるよう期待するものであります。

また、規模の拡大に関し、農家の高齢化により増えつつある未整備地区の不作付地を集積する取り組みにつきましては、関係者の意向も踏まえ、強く支援してまいりたいことを申し上げたいと思います。

さらに、新規の助成事業といたしまして、新年度から特産品研究・開発事業に基づくかぼちゃの作付には、10アール当たり5万円の村単独助成を行うこととしております。これも農家の所得と生産意欲の向上につながるものと期待しております。議員各位のご理解をお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。どうもありがとうございました。よろしく願い申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 明和善一郎君。

2番（明和善一郎君） 今ほどはどうもありがとうございました。

もう1、2点お聞きしたいんですが、この舟橋村には、先ほど要支援宅はないということだったんですが、ひとり暮らしの方で、農協の福祉センターでは12名の方に一声かける準備を新年度しているんです。対象者がおられるんです。こういう方の把握というのは農協だけでは12名ですけれども、村全体を把握しておられる役場としては、何名把握しておられますか。

それと2点目は、現在ある保育所の基準ですが、この基準は現在もう2、3年は子どもが多いからよしとしても、その後減少してきたときに基準を少し緩めるとか、じいちゃん、ばあちゃんがおるからというのを排除するとか、そういった配慮は今後考えておられるかどうか。もう2点だけお聞きいたします。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 明和議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

第1点のひとり暮らしの高齢者の件でございますが、私は、社会福祉協議会で把握しておるわけですが、現在28人おいでになります。

次に、保育所の関係でございますが、規模的にいきますと、今の施設は150人収容できる施設になっておるわけでございます。そういうことで、途中で20人、30人も可能なんですけれども、絶えず今おっしゃっておられるように、向こうの広域で願いますというはかり方なんです。

ただ、そのようなニーズをどのような形で把握するか。ちょっと話は飛びますが、今人口は3,000人になりました。そのような情報は、新聞紙上で多分間もなくなるだろうというデータをつかむんです。そのときには皆さん一生懸命になるんですけれども、舟橋村の保育所で実際に120人、130人の方が入所できるんだという情報をどこの時点で入れるか。ただ単に12月に入所申し込みを出して、1月に締め切るという体制をとっておりますと、いつもそういう話になると思うんです。ですから、そういった根回しでないんですけれども、そういったことをどのような形で情報を仕入れるか、私はそれに尽きるとしております。そういった情報の入手をもう少し違った視点から考えるべきでなからうか。そうしますと、今おっしゃったような希望に、可能な限り舟橋村の保育所で皆さん方の子どもさんを預かることができる、そういう体制づくりだと私は思っております。

効率のいい施設運営といいますか、そのように今後とも努めてまいりますことをお約束いたしまして、私の答弁にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 6番 前原英石君。

6番（前原英石君） 私は、この3月定例議会において、通告をしております平成22年度主要施策実現のための手法について、村長に幾つかお聞きいたします。

今回の質問は大枠での質問というより、少し細かく踏み込んだ内容の質問でございます。また、先ほどの竹島議員、川崎議員の質問と重複また類似する点もあり、村長、副村長が答弁をしておられましたが、それを多少否定する点もあるかと思えます。それを了承いただき質問に入らせていただきます。

市町村合併後にこの舟橋村は全国で一番面積の狭い小さな自治体となり、それ以来「日本一小さな村」がこの舟橋村のキャッチフレーズとして使われておりますが、舟橋村をPRするには、わかりやすくインパクトのある言葉であり、ふさわしい言葉だと思

っております。また、市町村合併により大規模な自治体が増えた中で、本村は小規模で小回りのきく自治体としても注目を浴びているのではないかと思います。小さな村だからこそできるまちづくりは、やはり多くの方々が団結し、協力し合える体制、すなわち村長が言い続けておられる協働型社会の確立ではないかと考えております。

本村では、協働型まちづくりをテーマに、まちづくり塾やまちづくり協議会を立ち上げるなど、住民への取り組み、意識づけは一步ずつ進められておりますが、役場自身の協働、村長と職員、また職員と職員の協働は以前と何ら変わらず、進んでいないように思えるのは私だけでしょうか。

平成22年度には、村を挙げての事業、スポーツレクリエーション祭、保育所の公開保育、防災訓練等が予定されております。これらのイベントや事業は、担当者レベルだけで取り組めるものではなく、まず本庁の職員や出先機関の職員が情報を共有し、そこに多くの住民が参加する形で進めていくべきものではないかと考えます。小さな村であるという特徴を十分に生かした、協力し合える体制は整備されているのでしょうか。少ない人数で多くの担当職務をこなす職員には、厳しい意見に思われるかもしれませんが、担当業務だけを行えばいいというものではないと思います。

そこで、まず1点目といたしましては、新規事業、継続事業に対して、その事業の持つ意味、そしてその事業の持つ本質などについて、職員に共通理解は得られていると思われませんか。目指す方向性についても、個々の理解がばらばらで一体感に欠けているのではないかと考えますし、ともすれば担当職員でさえ事業について理解されていない部分もあるように思えます。村長の思いやなぜその事業を行うのかなど、村長の意思が職員に十分伝達されていると考えておられるでしょうか。

2点目といたしまして、職員にとっては予算書に従い予算を執行することが最重要職務であり、事業終了後の事業効果、費用対効果などの検証はなされているのでしょうか。俗に言う「やり切りじまい」になっているのではないのでしょうか。次から次へと執行しなければならない仕事を抱えていることは理解はしています。必要な税金を投じて行う事業、また行った事業です。一番大事な住民の意見や評価を吸い上げて次の事業につなげていってほしいと考えます。

村長の顔は見えるが職員の顔は見えない、そんなことでは行政と住民の一体感は生まれてこないと考えます。それぞれの事業を行う担当課から、事業後の調査、報告、住民がどのような評価をしているのかなど、職員から村長に上がってくるような体制は整っ

ているのでしょうか。

事業終了後、その事業内容について、1カ月後、3カ月後、半年後、1年後にでも、村長と職員そして住民で総点検を行うような体制をつくられたらいかがでしょうか。そうすればおのずと事業効果、費用対効果、今後の事業の方向性なども見えてくるのではないかと考えます。

3点目といたしましては、冒頭に述べましたように、22年度は村を挙げての事業も多く、保育所の公開保育、防災訓練、スポーツレクリエーション祭などの事業が幾つも行われることに決まっており、中でもスポーツレクリエーション祭については、県内はもちろん、県外から多くの参加者がこの「日本一小さな村」舟橋村に来られますが、大会の準備、参加者へのもてなし等、役場、住民が一体となって進めていかなければならない大事業であり、村内の大会関係者だけでも150人以上と言われております。

行政と住民が共通認識を持ち進めていかなければ成功はないと考えますが、今後どのような手法で大会に向けて一体感をつくり出していこうと考えておられますか。

また22年度予算には、これらの事業に対する予算も計上されておりますが、事業そのものに対する予算であり、その事業に関連する予算はどうなっているのでしょうか。何を申し上げたいかと言いますと、特にスポーツレクリエーション祭については、一般財源で350万の予算が計上されておりますが、それは大会運営を行うための予算であり、それに伴う関連予算も必要ではないかと考えております。

22年度予算にはそのような予算が勘案されているのでしょうか。おもてなしという観点に立てば、来村される参加者に、舟橋村に対して好印象を持っていただくために、大会そのものの成功はもちろんのこと、村、住民が温かくお迎えできるような体制づくりが不可欠で、そのために各担当課、職員が自己の職責を果たし、やるべきことを提案し予算化することも、そしてそれぞれの課の枠組みを超えた意見交換をすることも必要だと思いますが、そのような場は設けられていないのではないのでしょうか。

これらの事業を成功させることが、村長が今まで一貫して言い続けてこられた、住民と行政が一体となった協働型まちづくりがどこまで村民に浸透しているか。同時に、「日本一小さな村」のまちづくりを村内外にPRできる絶好のチャンスと考えます。くどいようですが、役場と住民の一体感を生むためには、まず職員全体の共通認識と個々のスキルアップが不可欠と考えます。村長はどのような手法で職員に共通意識を持たせ、一体感を生み出していけるのか。大きな事業は一体感を生み出すために絶好の機会とと

らえております。

また、舟橋村のホームページについてですが、公開保育やスポレク祭だけではありませんが、特に22年度についてはこのような事業があり、舟橋村の位置や概要、宿泊施設の有無などを事前に知っておきたいということで参加者や関係者からのアクセス件数が増えてくると考えられます。しかし、ホームページのアクセス数は、ピーク時2007年6月は1カ月間で5,751件あったのが、2010年1月1カ月間で3,595件と、ピーク時と比較して月に2,100件以上減少しております。日に換算しますと、1日70件も減少しております。

その内訳といたしましては、2010年1月1カ月間でアクセス数の多かったものは、「ようこそ舟橋村へ>村長のごあいさつ」が568件、「ようこそ舟橋村へ>村の概要と統計」490件、また反対に「広報ふなはし」191件、「村のアルバム」152件と目立ってアクセス件数が少ない状況にあります。

本来なら、インフルエンザ情報、日本一小さな村、カモシカ図書館などマスコミにも多く取り上げていただいている本村へのアクセスは増加してもいいのではないかと考えますが、アクセス数の減少の原因はどこにあると分析されていますか。

スポレク祭では九州等県外から60チームほどの参加者があると聞いていますが、これらの人は舟橋村の情報はインターネットで調べられるケースがほとんどではないかと思えます。舟橋村の顔とも言えるホームページです。各担当者がリアルタイムな情報を提供できるよう管理してほしいと思うわけですが、更新作業はどのように行われているのか。チェックはどのようになされているのかお伺いします。

また、同じように村勢要覧については2003年以降更新されておりませんし、関係施設や関係団体のPRパンフレット等についても、発行年度は表記していないものの、だれが見ても明らかに情報が古い、数字が古いというものが当たり前のように人前に出ております。役場としてはそれがいつごろ発行されたものなのか、把握しておられるのでしょうか。

何度も申し上げますが、22年度は公開保育やスポレク祭等が行われるわけで、参加者や大会を見に舟橋村を訪れられるお客さんに対して、舟橋村のPRとして村勢要覧、パンフレット等を配布したり、またそれを求められることも多くなると思えます。新しく更新するものは更新し、破棄するものは早急にチェックして破棄するなどの対応をお願いします。

私が気づくくらいですから、関係担当課はもちろんご存じかと思いますが、再度チェックしていただき、手渡す人が「どうぞ舟橋村のパフレットです」と胸を張って手渡せるような個性的なものを、村長の考えられる手法で、すべて業者任せではなく、職員間でも知恵を出しながら、共通した目標を持ってつくっていただければと期待しております。

最後になりますが、先ほど議会を傍聴といいますか、見学に来ていました将来の舟橋村を担っていってくれる中学生の皆さんも、この村が目指す協働型まちづくりの先頭に立って、自分たちの通う学校、そして自分たちの住む村をと、村内美化活動として舟橋駅構内、舟橋駅前公衆トイレ、図書館などの清掃活動、また村内行事への参加を呼びかけ、ふなはし荘運動会ボランティアでは、参加するお年寄りの介助をしたり、ふなはしまつりでは会場設営ボランティアをしたり、ほかにも多くの奉仕活動、ボランティア活動に額に汗して頑張ってくれております。それを見たときに、今村長が目指しておられる協働型まちづくりの一端を教えてもらったような気がしております。目指すものの意味をしっかりと職員に理解していただき、額に汗して22年度の継続・新規事業についてもいま一度職員一人一人が共通した認識のもとで、それぞれがその持つ意味をしっかりと住民に説明できるように、職員のスキルアップを図っていただきたいと考えます

長くなりましたが、まず協働型社会を確立して行くための牽引役であり、人となる役場に対しては、これまで以上の共通認識、共通意識、共通理解、そして一体化を強く望むものであります。その意識改革を村長はどのような手法をもって主要施策実現のために進めていこうと考えているのか、村長にお聞きいたします。明快な答弁をよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終えさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 6番前原議員のご質問にお答えいたします。

新年度の主要施策実現のための手法についてであります。さきの竹島貴行議員の一般質問でも答弁したところでございますが、協働型まちづくり実現のためには、住民と行政がお互いの責任において、お互いの役割分担を果たすことが大切だというふうに考えております。

また、協働には、住民と行政の協働だけではなく、自治会内における住民対住民の協働、行政組織におきましては、職員と職員の協働があると思っております。今ほど議員

から、住民と行政の協働の前に、職員と職員の協働が確立されているのかどうか。住民主役のまちづくりは、行政の受け入れ態勢が整備されなければ成り立たないのではないかというような疑問点。それから今年10月に開催されます全国スポーツレクリエーション大会は、少ない人数で、住民と行政が協力しながら態勢整備をすることで、何より「日本一小さな村」として、全国にPRできるチャンスであり、この機会をとらえ、村は、職員間並びに関係団体との連携を密にして、大会成功に向けた態勢を強化すべきである。そしてまた、職員には、ホームページ等をこまめにチェックする気配りが必要でないかという趣旨の前原議員のご提言と受けとめております。これにつきましては、真摯に受けとめてまいり所存であります。

ご案内のとおり、本村のように少人数の職員で事業を推進するには、やはり全職員の共通理解と協力体制が必要不可欠であることは間違いございません。今年10月の第23回全国スポーツレクリエーション大会では、舟橋村はユニカール競技を開催することになっております。こういった大会は、村を挙げた大型イベントであり、多くの方々の参画なくしては成功できるものではありません。

現在、担当課で、運営方法について検討しているところでございますが、まずは4月早々に全職員を対象にイベント、大会の趣旨説明を実施いたしまして、大会目的に対してのそれぞれの役割分担を確認しながら、その後、関係団体の皆さんと連携を図るための協議を進め、万全なる準備態勢を整えてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、ホームページやパンフレット等の更新につきましても同様でございまして、現在見直し作業を進めており、今後順次更新してまいりをお約束申し上げたいと思っております。

いずれにいたしましても、再三議員からご指摘がございましたように、職員が一致団結して私も含めて盛り上げていかなければ、いろいろな事業の達成はできないものと強く認識しているところであります。

今後とも、私は職員とともに、住民の意見を十分聞き、現在の行政への対応の状況はどうなっているかということも説明する。意見を聞くということと、次には説明し、そして理解を求め、行動を起こすというような一つの進め方が大切でなかろうかと思っております。そういったことで、住民と職員同士と一緒に考える姿勢がきめ細かな行政サービスにつながるものと思っておりますし、このことを大切にしていかなければならない

とも思っている次第であります。このことにつきましても、住民との協働、また職員と職員の協働に向けた職員研修も続けて実施してまいる所存であります。

今年度は、各地区自治会長からまちづくりの課題や問題点につきましてご意見をいただき、若手職員が対応策を立案した新しいコミュニティ振興交付金制度を自治会長に提案するといった職員研修を実施いたしました。これは自治会長さんとの意見交換によりまして、自治会の抱える問題点を職員が共有するという試みでございます。これまでの利用方法、あるいは制度について検証を行いまして、その対策を職員間で協議し、それを自治会長さんに提案するという試みをしたものでございます。

こういったことで、初めてのことでありまして、なかなか自治会長さんには満足いくような提案が出されたものとは思っておりませんが、このような経験を通じて自分たちの仕事は何であるかということも認識できるものと期待をしているところでございます。このような試みを継続的に進めてまいることを考えております。

今後とも、住民が求める職員の人材確保、育成に努めてまいる所存でございますので、何とぞ議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

議長（竹島ヨリ子君） 1番 野村信夫君。

1番（野村信夫君） 本日の最終になりましたけれども、私は婚活支援の取り組みについて、行政でも何かできないかと思ひまして質問させていただきます。

未婚の男女の結婚活動いわゆる婚活について、少子化対策の観点からも自治体としても支援が必要ではないかと考え、村長のお考えをお伺いします。

以前であれば、世話好きな人たちのグループがありまして、適齢期の方がおられたらその家へ行って写真なりを持って行ってそういう話もありましたが、最近そういう世話好きな人たちもおられなくなり、若い方に見合いの席をセットするということもなくなりました。

また現在では、そのような状況から、結婚を考えながらも出会いの機会が減少している独身男女の交流を促進することも行政としては必要ではないかと思っております。

最近では、昨年12月に富山商工会議所の主催で、独身男女向けセミナーと懇親会を開いております。またことしになって2月には、大山総合行政センターの主催でも行われています。両会場とも男性の方の申し込みが多かったそうです。時代の反映なのかそれはわかりませんが。

しかし、そんなことも言っておられないので、もしそういうことをしてカップルができて、結婚ともなれば、家族のために頑張ろうという責任が生まれましょうし、村の活性化にもつながるのではないかと思います。村長の考えをお伺いします。

以上です。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 1番野村議員の婚活支援の取り組みについてお答えしたいと思います。

若人の結婚相談ということで申しわけないのですが、村の今まで続けてきたことについて、若干時代的な背景を織り交ぜながら話をさせていただきたいと思います。

結婚相談ということで触れていきますけれども、これは歴史があります。ちょっと申し上げますと、この相談事業に対しては、現在社会福祉協議会が窓口になっておるわけございまして、そういった実態があるわけですが、現実には訪れる方が全くいないということで、休眠状態の状況にあることは間違いございません。

そういうことで現在に至るまでの経緯を申し上げたいと思います。

結婚相談事業への取り組みにつきましては、舟橋村社会福祉協議会は昭和47年に任意団体として役場内に設置されまして、事業量が増加してまいりまして、平成10年には舟橋会館内に事務所を移転いたし、社会福祉事業に携わる方々の熱意等が満たされまして県の支援を得まして、平成12年には社会福祉法人という形で現在に至っているような状況でございます。この間、平成13年度までは、専任の相談員を富山市から招いて、事業を続けておったわけですが、先ほど言ったように相談に来られる方がほとんどいないということがございまして、相談事業は相談員を招聘するのではなく、窓口だけを設置することに切りかえたわけでございます。

そうなりますと必然的に訪ねる人もいないし、PRも不足してまいったわけでございます。しかしながら、舟橋村は小学校も中学校も1校でございまして、その同窓生は皆幼いときからの顔見知りであります。そうなりますと、なかなか相談にどうのこうのと言っても行きにくいとか、いろんな話が出てくるわけございまして、まさしく今野村議員がおっしゃったように、そういう出会いの関係というのは舟橋村は非常にデリケートだという状況にあると思っております。

そうなりますと、いろんな県下のいろんな団体が婚活支援をするというような企画された事業はあると思います。そういった事業の情報を提供して、そういったところへ出

かけていただくとか、参加申し込みをされるというのを増やすべきでなからうかと思っておるわけでございまして、私は決めではないと思います。決めではないのですが、何かをしないと、今おっしゃったような1組でもカップルが誕生するようなことにもならないと思っているわけでございます。これにつきましては、社会福祉協議会が4月から役場の2階に事務所が移転してまいりますので、傍聴席におられます萩原会長とも十分相談しながら、舟橋村のそういう方々がどのような状況なのかという実態把握も含めて、検討してまいりたい。そして的確な情報を皆さん方に流すことによって、目的が達成されるような環境づくりにも努めてまいりたいと思っておるわけでございまして、野村議員のご指摘もなるほどだと思っているわけでございますので、今後ともそのような視点から婚活事業に取り組むといたしますか、そういったことに関心を強く持ってまいりたいと思っております。

そうということで、私の答弁にさせていただきます。よろしくお申し上げます。
議長（竹島ヨリ子君） 以上をもって一般質問を終結します。

議案第1号から議案第14号まで

議長（竹島ヨリ子君） 日程第2 議案第1号から議案第14号まで14議案を一括議題とします。

（質 疑）

議長（竹島ヨリ子君） 提案理由の説明が終了しておりますので、これより一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ヨリ子君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

議長（竹島ヨリ子君） これから一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ヨリ子君） 討論がないようですから、討論を終わります。

(採 決)

議長(竹島ユリ子君) これより議案第1号から議案第14号まで14議案を一括して採決します。

議案第1号から議案第14号まで14議案を原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(竹島ユリ子君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第14号まで14議案件は原案のとおり可決・承認されました。

日 程 の 追 加

議長(竹島ユリ子君) ただいま、川崎和夫君ほか3名から、議員提出議案第1号 夫婦別姓制度の導入に反対する意見書、議員提出議案第2号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書、議員提出議案第3号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書が提出されました。

これを日程に追加し、議員提出議案第1号を追加日程第1に、議員提出議案第2号を追加日程第2に、議員提出議案第3号を追加日程第3に追加し、議題としたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(竹島ユリ子君) ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号を追加日程第1に、議員提出議案第2号を追加日程第2に、議員提出議案第3号を追加日程第3に追加し、議題とすることに決定しました。

議員提出議案第1号から議員提出議案第3号

議長(竹島ユリ子君) 追加日程第1 議員提出議案第1号 夫婦別姓制度の導入に反対する意見書、追加日程第2 議員提出議案第2号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書、追加日程第3 議員提出議案第3号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書を議題とします。

(提案理由の説明)

議長 (竹島ユリ子君) 提案理由の説明を求めます。

川崎和夫君。

4 番 (川崎和夫君)

議員提出議案第 1 号 夫婦別姓制度の導入に反対する意見書

女性の社会進出が進み、結婚後も同じ姓で仕事を続けたいと望む女性が増えたことなどを背景に個人の意思を尊重し、男女平等を推進する立場から、国においては、現在、民法改正による夫婦別姓制度の導入が検討されている。

しかし、三世同居の減少や犯罪の低年齢化など、家庭を取り巻く環境の変化に加え、夫婦別姓制度が導入されることになれば、親子別姓をもたらす、家族の絆を弱めることにもつながるとともに、子供に与える影響も計り知れないものがあり、我が国の将来に大きな禍根を残すことになると危惧するものである。

自助努力による家族介護や家庭教育の重要性が叫ばれる今日においては、むしろ社会の基盤となる家庭や家族の一体感を再認識するとともに、家族の絆を強化していく必要がある。また、夫婦別姓制度の導入に対する世論も分かれており、国民的合意には程遠い状況である。

よって、国会並びに政府におかれては、婚姻制度や家庭のあり方に重大な影響を及ぼし、社会的混乱を招く恐れのある夫婦別姓制度を導入することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 22 年 3 月 12 日

舟橋村議会

議員提出議案第 2 号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

平成 22 年度予算案に、中学卒業まで 1 人あたり月 1 万 3 千円の「子ども手当」の支給が盛り込まれました。給付費総額は 2 兆 2 5 5 4 億円となり、平成 23 年度以降は子ども 1 人あたり月 2 万 6 千円の支給となるため、更なる財源の確保が必要となります。また 22 年度は児童手当との併給であるため、地方・事業主負担も求められることとなりました。このため、一部の自治体は給付事務のボイコットを表明し、地方六団体からは「子ども手当の地方負担に反対する緊急声明」が出されるなど、実際に支給できるのか懸念されます。また、各県知事へのアンケート調査でも子ども手当の全額国庫負担を

求める声が大勢を占めているのが現状です。

よって、国におかれては、以下の事項に特段の配慮がなされるよう強く求めます。

- 1．平成23年度以降の子ども手当は、国の責任として実施すべきであり、全額国庫負担とすること。

平成22年度予算については、地方の事務負担や費用負担について十分配慮すること。

- 2．子ども手当によって目指す国の中長期のビジョンと平成23年度以降子ども手当を実施する上での財源確保の展望を示すこと。その際、納税者の理解を十分に得られる内容とすること。
- 3．子ども手当のような現金の直接給付だけではなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮していくこと。
- 4．平成23年度以降の子ども手当の制度設計については、国と地方の役割分担の在り方を明確化すること。また、国と地方の十分な意見交換の場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月12日

舟橋村議会

議員提出議案第3号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書

政府・与党では通常国会に永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがあります。

わが国に在住する外国人に対する地方行政の在り方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組み作りに工夫が必要ではありますが、永住外国人への地方参政権付与については民主主義の根幹にかかわる重大な問題であります。

日本国憲法第15条第1項においては「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また第93条第2項においては「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定されています。

また、平成7年2月28日の最高裁判所判決では「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし、「それは地方も同様で、第93条第2項の住民とは日本国民を指す」と指摘しています。

よって、永住外国人に対して地方参政権を付与することには憲法上問題があると考えざるを得ません。

したがって、拙速な結論を出すことには強く反対し、国会及び政府にあっては法案を提出・審議する場合には、国民の幅広い議論を喚起し、地方の意見を十分に聞くよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月12日

舟橋村議会

議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明が終わりました。

（採 決）

議長（竹島ユリ子君） お諮りします。

ただいま提出された議案については、この際直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

これより議員提出議案第1号 夫婦別姓制度の導入に反対する意見書、議員提出議案第2号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書、議員提出議案第3号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書を採決します。

議員提出議案第1号、議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号 夫婦別姓制度の導入に反対する意見書、議員提出議案第2号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書、議員提出議案第3号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書は、原案のとおり承認されました。

議長（竹島ユリ子君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村長から発言要求がありますので、これを許します。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

ただいま今定例村議会に提出いたしました14議案にご同意をいただき、本当にありがとうございます。

私は、去る全員協議会で皆さん方の質疑あるいはまたきょうの一般質問を通じまして、舟橋村が目指している協働のまちづくりに対して、皆さん方から貴重な建設的なご意見、ご提言をいただきまして、まことにありがとうございました。感謝しております。

こういったことを今後とも真摯に受けとめまして、新年度予算の執行に当たりましては、そういったことを勘案しながら、皆さんに十分理解していただけるように努めてまいります。

今後とも議員各位の温かいご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、お礼の言葉にかえさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

議長（竹島ユリ子君） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして平成22年3月舟橋村議会定例会を閉会します。

どうもありがとうございました。

午後 0時08分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成22年3月12日

議 長 竹 島 ユリ子

署 名 議 員 山 崎 知 信

署 名 議 員 川 崎 和 夫